

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（学校教育法の改正等に伴う改正）

現行 (前略)	改正 (前略)
<p>(割引定期乗車券の発売)</p> <p>第 38 条 第 36 条第 1 項又は同条第 4 項の規定により通学定期乗車券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の学生、生徒、児童又は訓練生に対しては、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。）に通う場合で、通学証明書を提出したとき又は第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、<u>区間について</u>割引の通学定期乗車券を発売する（第 36 条第 4 項に規定する実習場等に通う場合は、通学証明書を提出したときに限る。）。この場合、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書の発行者においてその区分欄に、第 1 号及び第 2 号の生徒又は児童に対するものは「義務課程」、第 3 号及び第 4 号の生徒又は学生に対するものは「高等課程」、第 5 号の訓練生に対するものは「普通職業訓練」と赤書きするものとする。</p> <p>(1) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）<u>及び特別支援学校の中学部</u>の生徒</p> <p>(2) 小学校<u>及び特別支援学校の小学部</u>の児童</p> <p>(3) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）<u>及び特別支援学校の高等部</u>の生徒</p> <p>(4) 高等専門学校の第 3 学年以下の学生</p> <p>(5) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の <u>6</u> に規定する公共職業能力開発施設において普通職業訓練（短期課程にあつては、中学校卒業者等を対象とする訓練期間が 1 年のものに限る。）を受ける訓練生</p>	<p>(割引定期乗車券の発売)</p> <p>第 38 条 第 36 条第 1 項又は同条第 4 項の規定により通学定期乗車券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の学生、生徒、児童又は訓練生に対しては、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。）に通う場合で、通学証明書を提出したとき又は第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、割引の通学定期乗車券を発売する（第 36 条第 4 項に規定する実習場等に通う場合は、通学証明書を提出したときに限る。）。この場合、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書の発行者においてその区分欄に、第 1 号及び第 2 号の生徒又は児童に対するものは「義務課程」、第 3 号及び第 4 号の生徒又は学生に対するものは「高等課程」、第 5 号の訓練生に対するものは「普通職業訓練」と赤書きするものとする。</p> <p>(1) 中学校（<u>義務教育学校の後期課程</u>、中等教育学校の前期課程 <u>及び特別支援学校の中学部</u>を含む。以下同じ。）の生徒</p> <p>(2) 小学校（<u>義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。</u>）の児童</p> <p>(3) 高等学校（中等教育学校の後期課程 <u>及び特別支援学校の高等部</u>を含む。以下同じ。）の生徒</p> <p>(4) 高等専門学校の第 3 学年以下の学生</p> <p>(5) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の <u>7</u> に規定する公共職業能力開発施設において普通職業訓練（短期課程にあつては、<u>同法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 10 条に規定する</u>中学校卒業者等を対象とする訓練期間が 1 年の者に限る。）を受ける訓練生</p>

現行
(中略)

改正
(中略)

(通学定期乗車券等の効力)

(通学定期乗車券等の効力)

第 170 条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

第 170 条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(1) 一般用

(1) 一般用

(略)

(略)

(2) 通学定期乗車券購入兼用

(2) 通学定期乗車券購入兼用

表

表

6cm	証明書	No.	年 月 日まで有効	通学区間	間
	通学定期乗車券発行控				
下記の者は、当校 □の学生(生徒) であることを証明する。		所属 部(科) 学年第 学年(年度生) 氏名 (才) 生年月日 年 月 日生	発行年 月 日	有効期間 箇月	発行駅
写真 契印		住所 平成 年 月 日発行		箇月	記 事
		発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名		箇月	
		代表者 職 印		箇月	

6cm	証明書	No.	年 月 日まで有効	通学区間	間
	通学定期乗車券発行控				
下記の者は、当校 □の学生(生徒) であることを証明する。		所属 部(科) 学年第 学年(年度生) 氏名 (才) 生年月日 年 月 日生	発行年 月 日	有効期間 箇月	発行駅
写真 契印		住所 平成 年 月 日発行		箇月	記 事
		発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名		箇月	
		代表者 職 印		箇月	

17cm

17cm

裏

裏

通学定期乗車券発行控				(注 意)	
発行年 月 日	有効期間	発行駅	記 事	(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも显示しなければならない。 (2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。 (3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。	
	箇月				
	箇月				
	箇月				
	箇月				
	箇月				

通学定期乗車券発行控				(注 意)	
発行年 月 日	有効期間	発行駅	記 事	(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも显示しなければならない。 (2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。 (3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。	
	箇月				
	箇月				
	箇月				
	箇月				
	箇月				

備考 (1) □内には、学校種別又は指定番号を表示する。

備考 (1) □内には、学校種別又は指定番号を表示する。

(中略)

(中略)

(5) 中学校第3学年以下 (中等教育学校前期課程の最終学年

(5) 中学校第3学年以下の生徒・児童及び幼児の証明書は、

現行	改正
<p data-bbox="387 202 1104 277"><u>以下を含む。</u>の生徒・児童及び幼児の証明書は、写真を省略したものとするができる。</p> <p data-bbox="595 331 674 363">(中略)</p> <p data-bbox="165 418 1055 493">(旅行開始前の団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどし)</p> <p data-bbox="165 502 1104 836">第 273 条の 2 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前まで（指定券に対する払いもどしについては、当該列車が乗車駅を出発する時刻の 2 時間前まで）にこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 220 円を支払うほか、次の各号に定める場合は、当該各号に定める額（10 円未満のは数は、切り捨てる。）を別に支払うものとする。</p> <p data-bbox="595 847 674 879">(中略)</p> <p data-bbox="165 933 1104 1008">3 前条第 4 項の規定は、前各項の規定により払いもどしの取扱いをする場合に準用する。</p> <p data-bbox="582 1019 687 1051">(以下略)</p>	<p data-bbox="1352 202 1865 234">写真を省略したものとするができる。</p> <p data-bbox="1561 331 1639 363">(中略)</p> <p data-bbox="1135 418 2024 493">(旅行開始前の団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどし)</p> <p data-bbox="1135 502 2074 836">第 273 条の 2 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前まで（指定券に対する払いもどしについては、当該列車が乗車駅を出発する時刻の 2 時間前まで）にこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 220 円を支払うほか、次の各号に定める場合は、当該各号に定める額（10 円未満のは数は、切り捨てる。）を別に支払うものとする。</p> <p data-bbox="1561 847 1639 879">(中略)</p> <p data-bbox="1135 933 2074 1008">3 前条第 5 項の規定は、前各項の規定により払いもどしの取扱いをする場合に準用する。</p> <p data-bbox="1547 1019 1653 1051">(以下略)</p>

附則

この通達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 38 条第 1 項第 5 号に係る改正は、平成 27 年 10 月 1 日より適用し、第 273 条の 2 第 3 項に係る改正は、平成 27 年 3 月 14 日から適用する。